

加害者の発信 メディアの姿勢は [神戸連続殺傷巡る報道]

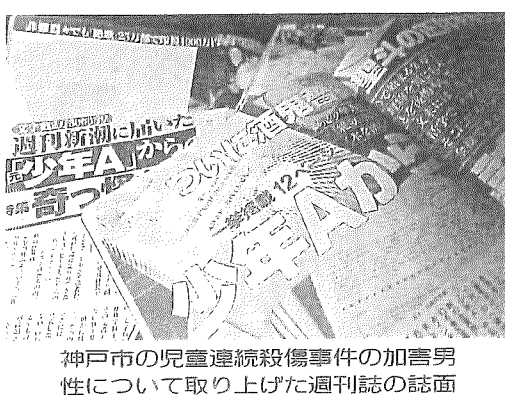
1997年に神戸市で起きた児童連続殺傷事件の加害男性(33)＝当時14歳＝が今年6月に手記を出した問題で、複数の週刊誌が、男性から出版の経緯や心境を記した手紙が届き、その中で男性がホームページを開設したことを明らかにしたと報じた。重大事件の加害者の情報発信や、それを受け止めるメディアの在り方について、有識者から意見を聞いた。

【青島頭】

加害男性は6月、事件を起こすまでの心理状態や社会復帰後の生活などを著した手記「絶歌」(太田出版)を「元少年A」の名で出した。太田出版によると、現在までに3刷25万部を発行した。週刊文春、週刊新潮、女性セブンは今月、男性から長文の手紙が届いたとして、その内容を報じた。週刊文春は12月の特集を組み、週刊新潮は2週連続で取り上げた。

各誌の記事によると、男性は2012年に東京都の出版社社長に面談を求め、手記の出版計画を進めた。約2年間のやりとりの末、社長は自社では難しいとして太田出版を紹介した。手紙は、このような経緯があったと説明した上で、出版を断念した社長に対する怒りをつづり、「元少年A」名でのホームページ開設を告知し「今後はこのホームページを基盤に情報発信していく所存です」と記していたという。ホームページには身体的特徴などとともに、顔を隠した写真が掲載されていた。

各誌は精神医学や心理学の専門家に男性の心理状態を語らせ、その情報発信を否定的に報じている。一方、14日発売の週刊ポストは、事件の頃の男性の顔写真や実名を掲載した。被害児童の父、土師守さんは手記の回収を求め、7月には加害者の出版物刊行で被害者遺族が2次被害を受けられないような法整備を自民党のプロジェクトチームや法務省に要望した。上川陽子法相は「表現の自由とバランスの問題が生じる。慎重な



神戸市の児童連続殺傷事件の加害男性について取り上げた週刊誌の誌面

再犯防ぐ報道 模索して

保護司を務める後藤弘子・千葉大教授(少年法)の話 手記などを読む限り、加害男性は孤立した状況に置かれているのでは。表現することで、自分が生きていっているのか問いかけているように感じる。その戸惑いが、「自分の存在を認めてほしい」としてメディアへの露出につながっているのかもしれない。メディア側は、「本人を推定させる報道」は許されないし、追い詰めるようなことをすべ

きではない。再犯を防ぐための具体的な支援を促すような報道を模索してもらいたい。今回の事態は、少年事件の加害者更生の仕組みが予定していなかった事態と言える。少年院を出て保護観察を済ませたら終わりではなく、必要のある限り関係者が関与を続け、社会の中に本人の「居場所」を確保する制度をつくるべきだ。そうでなければ、少年を保護処分とした国の責任は果たせないのではないか。

報道 加害者の思うつぼ

弁護士で元自民党参院議員の佐々木知子・帝京大教授(刑事法)の話 手記の出版やマスコミへの手紙によって被害者の遺族がどれだけ傷ついたか。いたたまれない気持ちになる。傷口に塩を塗るような行為で、まさに二重の被害だ。かつて検事をしていた時、被害者に接した経験に照らしてそう考える。加害者の手記は「異常性」を記録する重要なものという見方もあるだろうが、手記は「その人の

記憶」に過ぎないし、歳月とともに記憶は変遷していく。客観的な事実とは違う。表現の自由は絶対的なものではなく、事件に触れた加害者の手記出版は、被害者側の許可を取らない限り許されない。送られた手紙をほぼそのまま報道した週刊誌にも問題がある。まさに加害者の思うつぼであり、売らんがための報道は抑制してもらいたい。加害者は一生、しょく罪の気持ちを持ち続けるべきだ。

出版制限 なお疑問残る

服部孝章・立教大名誉教授(メディア法)の話 加害男性に対して「謝罪がない」「出版するなら本名を明かせ」といった議論が目につく。確かに、被害者遺族に無断で表現活動をしていることに対し、倫理的な面から「許せない」と言いたい気持ちは理解できる。しかし、法的な観点から冷静に捉える議論が不足しているようにも感じる。表現の自由は何でも認められるわけではないが、被害者や

遺族への中傷、暴言がない限りは、出版や表現を制限してよいと言い切れるか疑問だ。加害者の出版や表現が犯罪の背景を解明する手掛かりになる可能性もあると思う。この件に関する週刊誌の報道を見ると、社会に対して邪魔な者は排除してしまえ、という危険な風潮を感じる。他の表現活動をつぶすことにつながりかねない。自分たちに跳ね返ってくる恐れにもっと思いを致すべきだ。